

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-22

〈書評〉中西正和著『ヨーク・アントワープ
規則の研究』（東京マリンクレームサービス
株式會社 二〇一八年二月發行）

神谷, 高保 / KAMIYA, Takayasu

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

116

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

67

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2019-01-31

中西正和著『ヨーク・アントワープ規則の研究』

(東京マリンクレームサービス株式會社⁽²⁾ 二〇一八年二月發行)

神谷高保

本書は、海商法の研究者である中西正和氏が著した共同海損法⁽³⁾に関する研究論文の集大成と言ふべきものである。中西氏は本書が刊行された直後の平成三十年二月一九日、享年八十五にて逝去されてゐる。

共同海損についての法規範は條約ではなく、萬國海法會が制定したヨーク・アントワープ規則(YAR)に従つて精算する旨の規定が船荷證券や傭船契約書に置かれることによつて、此のヨーク・アントワープ規則が關係當事者間に適用されることになつてゐる。

本書の構成は次のとおりである。

*

序説 「ヨーク・アントワープ規則の歴史と本書の概要」

- 一 「一九七四年ヨーク・アントワープ規則の最終草案の研究(1)―萬國海法會國際小委員會の審議を中心として」
- 二 「一九七四年ヨーク・アントワープ規則の最終草案の研究(2)」
- 三 「一九七四年ヨーク・アントワープ規則の最終草案の研究(3)」

中西正和著『ヨーク・アントワープ規則の研究』(神谷)

四 「一九七四年ヨーク・アントワープ規則の成立—萬國海法會第三十回國際總會報告」

〔附〕「イギリス海損精算人の共同海損擁護論」

五 「ロイズ救助契約書式と共同海損の精算」

六 「ヨーク・アントワープ規則における海難救助契約—Y A R二〇〇四、VI條を中心として」

七 「一九九四年ヨーク・アントワープ規則と環境損害—萬國海法會第三十五回シドニー國際會議の審議を中心として」

八 「ヨーク・アントワープ規則の環境損害に關する規定とイギリスの新しい船舶保険約款」

九 「一九九四年ヨーク・アントワープ規則の共同利益主義による規定の問題點」

十 「ヨーク・アントワープ規則における代換費用に關する規定の再檢討」

十一 「一九九四年ヨーク・アントワープ規則の給食料等に關する規定の再檢討」

〔附〕「判例紹介」 [Bjela 號貴族院判決（一九九四年）*Marida v. Oswald Steel*—本修繕が不可能な避難港における假修繕費は共同海損に認容されるか」

十二 「船舶保険契約における共同海損填補條項について」

〔補論〕久保治郎「二〇一六年ヨーク・アントワープ規則の成立—共同海損精算實務への影響は—」

*

本書は共同海損法を學ぶ者にとつて必讀の書である。

中西氏は東京海上火災保險株式會社の海損部長、専務代表取締役、日本船舶保險連盟の會長などの役職を務められた方である。のみならず、共同海損法の専門家ないし權威として學界と實務界の雙方において廣く知られた方でもあ

る。若いときから谷川久成蹊大學名譽教授の研究會などにも参加され、日本海法學會などにおいても、また、公益財団法人日本海法會から四年おきに萬國海法會の國際會議へ派遣される日本の代表團のおひとりとしても、幾十年にもわたり活躍された研究者である。⁽⁴⁾

御高齢に到るまで、變はることなく研究や議論や指導を續けられた。

本書でも取り上げられてゐる *Brisa* 號貴族院判決⁽⁵⁾が出たあと、假修繕費などの認容範圍を限定しようとした二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則がバンクーバーでの萬國海法會の國際會議で採擇されたものの、この採擇が國際海運會議所の反對を押し切つて爲されたものであつたために、傭船契約書の中の共同海損條項に此の二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則は取込まれなかつた。この問題を解決するために、二〇一二年の北京國際會議を経て、ニューヨークで開催された萬國海法會國際會議で二〇一六年ヨーク・アントワープ規則が採擇されたわけである。⁽⁶⁾ 中西氏は、ご高齢であるにもかかわらず北京國際會議まで出席されてゐる。

本書の必讀の書たるゆゑんは、まづ第一級の法制史であるといふことである。中西氏は日本からの代表團の中で共同海損法につき最も熟知し、海商法全體を見渡すことの出来る廣い視野を有してゐる方であると言つても、おそろしく異論は出ないであらう。

それだけではなく、理論的にも、見解が對立する主要な争點を早くからの確に指摘されてゐる。たとへば、假修繕費について、一九九四年ヨーク・アントワープ規則のもとでも「換言すれば、二〇一六年の同規則のもとでも」依然として殘されてゐる問題、すなわち、「假修繕が爲されなかつたならば」といふ假定を置いた上で航海の安全な遂行のための代替的な手段を想定し、節約されたと評價できる共同海損費用の額を算定する場合において、その『代替的な手段』そのものには何らかの制約があるのか否か」といふ問題が死活問題であることを「本書の三八八頁で」はつきりと

指摘されてゐた。

本書は國立國會圖書館に獻本されたのち、横濱みなと博物館と東京都立中央圖書館にもその依頼により獻本されてゐる。

*

ほど二十歳違ひの中西氏が所屬する海損部へ、つまり海上保險の査定を分掌業務とする部署へ、會社勤めを始めたときに配屬され、一九九四年に退職し研究生生活にはひるまでの間、氏にはずつと心に掛けていたゞいた。また氏が海損部長、わたくしが海損部員といふ時期もある。そのころの事である、中西氏が判例百選のために原稿を用意されるにあたり、何回か議論のお相手をつとめたことを今でもよく覚えてゐる。

たま／＼、氏が人事擔當の専務代表取締役でいらしたときに、研究者として生きることを決めたのであるが、勤め先を退社するに當つて、さらには退社後も、さまざまな御配慮とご助力をいたゞいた。また、その全てを承知してゐるわけではないが、中西氏はほかに、多くの研究者、そして實務家の研究者に力を貸し、育ててゐる。やまひに倒れた方達に對し厚情を示されたことも一つ二つにとゞまらない。

中西氏には、萬卷の書を繕いてゐるとでも言ふべき風格があり、もう十年以上前のことであつたか、日本海法會の會議に遅れないやうにとかなり早めに海運會館を訪れたとき、入口で中西氏と逢ひ、どういふ経緯からだつたか、チエーホフの小説や劇、そしてその手紙について楽しいお話を伺つたことも忘れ難い。その後、藏書を整理されるにあたり、多くの書物をいたゞいてゐる。忘年の交と言ふべきか。中西氏のそばでは自然に議論ができ、學ぶを喜び、その周圍にはいつも明るい輪が廣がつてゐるかのやうに感じられる、さういふ方であつた。

長上であるにもか／＼はらず、研究のことも、また、さうではないことも、楽しく、自由に、しかも、いき／＼と語

り合ふことの出来る、かけがへのない方であつた。思ひ起こせば、なが年にわたりお便りやお電話をいたゞいてゐる。有り難い事である。あらためて御禮を申し上げるとともに、衷心よりご冥福をお祈りしたい。みたまのやすらかならむことを。

(平成三十年十一月一日)

【註】

- (1) この書評は、著者が急逝されたため、正則の弔辭に倣ひ、舊漢字と舊假名遣すなはち正字と歴史的假名遣に則つて、したゞめてゐる。すでに、昭和五十六年の告示により、常用漢字表は、科學、技術、藝術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼさうとするものではない、とされ、昭和六十一年告示によつて、同じく、現代假名遣についても、科學、技術、藝術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼさうとするものではない、とされてゐる。いまは、告示の名宛人を除けば、正字と歴史的假名遣による表記も隨意である。
- (2) 版元の東京マリנקレームサービス株式會社は、かつて株式會社東京海損精算事務所として親しまれ、現在においても、共同海損の精算業務を行つてゐる會社である。
- (3) 商法第三編第四章海損にも規定されている。日本法の最新の状況については、石井優・久保治郎「海上保險・共同海損」ジュリスト一五二四號四四頁―四九頁(二〇一八・平成三〇)を参照。
- (4) 氏は、中西正明大阪大學名譽教授の御令弟でいらつしやることを附言する。わたくしは、中西正和氏から海商法を學んだだけでなく、ある時期、中西正明教授から保險法を學んでゐたことがある。
- (5) 本書の中の「判例紹介」『Brida 號貴族院判決(一九九四年) *Martina v. Oskan Steel*』本修繕が不可能な避難港における假修繕費は共同海損に認容されるか』三九一頁は、拙稿「代換費用としての假修繕費について—Brida 號事件の研究—」法學志林九八卷三號三頁―二七頁(二〇〇一・平成一三)に言及してゐる。
- (6) この経緯については、本書の中の「補論」久保治郎『二〇一六年ヨーク・アントワープ規則の成立—共同海損精算實務への影響は—』を参照。
- (7) 中西正和「被保險者の運送人に對する損害賠償請求權の放棄」損害保險判例百選七六頁―七七頁(一九八〇・昭和五五)。